

## 米国の障害者差別 完全撤廃に思う

東京世田谷西 本間 昭雄

米国の保健教育福祉省は、一九七七年六月三日、「障害者差別の完全撤廃」という見出しの米政府の新しい人権政策を発表した。それによると、カーター大統領は、あらゆる差別に対する改革を行うことを宣言した。担当の公民権事務局長には、デビット・テイトル氏が抜擢され、彼はカリフォルニア州長官の懇請を受けて、こ

の職に就くことを受諾したのである。

テイトル局長は、全盲で、しかも三十五歳という若い弁護士である。一九四二年、ワシントンで生まれ、ミシガン大学、そしてシカゴ大学で法律を学び、卒業後は、法学博士号を得て、弁護士を開業していた。彼は稀にみる秀才であり、一九七二年には、全米公民権擁護のための弁護士委員会の委員長になっている。

発表当日、テイトル局長は、「国民一人一人が、政府の新しい人権政策を理解し、自発的に法の要求に応じてくれることを期待します」と述べている。

その内容は、身心障害者の義務教育実施、公

私立学校の責任として、大学教育も開放、病院、各種施設の利用はもちろんのこと、雇用にあたっては、選考、給与、勤務条件などに一切の差別を禁じ、しかも、すべての公共施設、学校などを障害者が利用できるよう改造を義務づけたのである。

期限つきの、これらの命令は、守られていない場合、政府の補助金や助成金を交付する際に、打ち切りや、停止の処分をするという、強い内容のものである。

その一例をあげれば、学校には点字タイプ、点字図書を備え、手話奉仕者の配置をすること病院、福祉施設、その他公共の建物などは、車

椅子の使用に支障のないよう改造することなどである。

このような画期的な大統領布告が、「社会生活における人間の幸福は、他人への思いやりと助け合いにある」とする、ロータリーの発祥の国、米國で成されたことに、大きな意義を見出すものである。

「四つのテスト」に照らし、ロータリアンは日常生活において、果たして障害者に対する差別なる意識を無意識のうちに、もっているようなことはないだろうか。

さて、わが国の身体障害者雇用促進法も、一九七六年十月に改正され、かなりの強制力をもつことになった。官公庁一・八％、民間企業一・五％（従業員数三〇〇名以上）の雇用率を義務づけている。

これに違反すると、不足人員一人につき、月額三万二千円の反則金を支払うことと、年一回、未達成の企業名を公表するといった罰則に過ぎず、まだまだ骨抜き感を感じ得ない。

企業における雇用実態はどうであるかをみると、小企業に比べ、大企業の方が、法定雇用率を下まわっており、納付金だけ納め、切り抜けようとする企業が非常に多いことは誠に遺憾である。

ロータリアンが、身障者に対する正しい理解と認識をもち、各企業において身障者の雇用を

積極的に促進することが、職業奉仕のひとつであり、広い意味での社会奉仕につながることはないだろうか。

（施設老人ホーム）